

環境法政策レポート

DAIKAN

CONTENTS	「環境法政策を読む」	… 1
	2014年5月27日から2014年6月24日までに公布された主な環境法令	…3
	2014年5月27日から2014年6月24日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	…4
	2014年5月27日から2014年6月24日までの主な行政情報	… 4
	2014年5月27日から2014年6月24日までの主な裁判情報	… 8
	2014年5月27日から2014年6月24日までの主なニュース	… 8

「環境法政策を読む」カドミウム処理基準等の見直しの検討 1

中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理基準等検討専門委員会
第6回

2011年7月に、カドミウムの公共水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（以下「健康保護に係る水質環境基準」という。）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「地下水環境基準」という。）の基準値を見直すことが適当である旨、中央環境審議会から環境大臣に対し答申が出された。この答申を踏まえ、2011年10月27日、健康保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準の変更が告示された。

環境基準値の見直しを受け、廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等の見直しについて検討することが必要である。このため、6月24日、廃棄物処理基準等検討専門委員会において検討の進め方を確認し、廃棄物最終処分場からの排出の実態、処理技術の現状、廃棄物中の濃度の実態等の調査を行い、その結果を踏まえ、以下の基準値等の見直しに向けての検討を行う。

□ 検討事項及び実態調査（案）

■ 検討事項

- 廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準等の基準値の見直し設定
 - ・ 一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の放流水の排出基準
 - ・ 産業廃棄物安定型最終処分場の浸透水の基準
 - ・ 廃止時の地下水基準
 - ・ 上記各基準に係る放流水等の検定方法
- 特別管理産業廃棄物の判定基準等の見直し設定
 - ・ 特別管理産業廃棄物の判定基準（産業廃棄物／特別管理産業廃棄物の判定基準）
 - ・ 有害な産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準（遮断型最終処分場へ埋立する産業廃棄物の判定基準）

「環境法政策を読む」カドミウム処理基準等の見直しの検討 1

- ・ 産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準
- ・ 上記の判定基準に係る産業廃棄物の検定方法

○ その他、必要となる事項

■ 廃棄物中のカドミウム濃度等に係る実態調査（案）

○ 調査方法概要

2012年度PRTRデータとしてカドミウムに係る廃棄物の移動量を届け出ている事業所（45事業所）について、これら事業所の業種に係る主な業界団体等を通じて、廃棄物の種類（廃酸・廃アルカリ、ばいじん、汚泥等）、廃棄物中のカドミウム含有量・溶出量、排出状況等について調査を実施する。

○ その他

海洋投入処分を行っている産業廃棄物については、許可申請時に事業者より提出される資料に基づき、データを取りまとめる。

【主な意見】

- 土中にあるのはすべて地下水ということになっている。定義が必要である。
- 自然由来の影響の可能性を考慮しておくべき。
⇒ 上流下流、埋立開始・終了時のデータを取っておくことで判断できると考える。
- カドミウムは、ヒトの体内にも蓄積する。物質循環の視点で考えてほしい。

■ 事業者における留意点

2011年10月27日、健康保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準の変更の告示により、水質環境基準健康項目のうち、カドミウムの基準値が改正された。

項目名	新たな基準値	現行の基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	0.01mg/L以下

カドミウムは、腎臓機能に障害が生じ、それにより骨が侵される。イタイイタイ病を引き起こし大きな社会問題となった。また、カドミウムは発ガン性物質としても知られている。

より厳しい環境基準が適用されたのを受け、水質汚濁防止法に基づく排出基準では、新しい環境基準の10倍値である0.03mg/Lが適当としている（中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会報告案）。

特別管理産業廃棄物（特定有害産業廃棄物）の現行判定基準 (mg/L)

	水濁法に定める排水基準	燃え殻・ばいじん・鉱さい			汚泥・廃酸・廃アルカリ			
		燃え殻・ばいじん・鉱さい	処理物（廃酸・廃アルカリ）	処理物（廃酸・廃アルカリ以外）	汚泥	廃酸・廃アルカリ	処理物（廃酸・廃アルカリ）	処理物（廃酸・廃アルカリ以外）
カドミウム又はその化合物	0.1	0.3	1	0.3	0.3	1	1	0.3

事業者として、適正処理を通じて環境汚染の防止に努めるのはもちろんのこと、常に進歩している測定分析技術を適宜導入し、事業場の実態把握にも注力がますます必要である。